

生食発1116第1号  
令和2年11月16日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第356号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

### 記

#### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬オキサチアピプロリン、動物用医薬品チルジピロシン、動物用医薬品ナナフロシン、農薬ピジフルメトフェン、農薬ピリミジフェン及び農薬メフェントリフルコナゾールについて、食品中の残留基準値を改正又は設定したこと（別紙参照）。

#### 第2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
オキサチアピプロリン	クレソン、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実及びメロン類果実（果皮を含む。）
ピリミジフェン	芽キャベツ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、りんご、日本なし、西洋なし、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及び茶

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、チルジピロシン及びナナフロシンは、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定するオキサチアピプロリンとは、オキサチアピプロリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するチルジピロシンとは、チルジピロシンのみとすること。
- (4) 今回残留基準値を設定するナナフロシンとは、ナナフロシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するピジフルメトフェンとは、ピジフルメトフェンのみとすること。
- (6) 今回残留基準値を設定するピリミジフェンとは、ピリミジフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するメフェントリフルコナゾールとは、メフェントリフルコナゾールのみとすること。

#### 2 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品チルジピロシンに係る新規承認並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬ピジフルメトフェンに係る新規農薬登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙

## 農薬オキサチアピプロリン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	0.01	
大豆	0.01	
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.04	
かんしょ	○ 0.04	
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.04	
こんにやくいも	○ 0.04	
その他のいも類	○ 0.04	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 10	
かぶ類の葉	○ 10	
クレソン	● 10	15
はくさい	○ 10	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	○ 10	
こまつな	○ 10	
きょうな	○ 10	
チンゲンサイ	○ 10	
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 10	2
エンダイブ	15	15
しゅんぎく	15	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	15	15
たまねぎ	0.04	0.04
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.04	0.04
にら	2	2
アスパラガス	○ 2	
わけぎ	○ 0.04	
その他のゆり科野菜	2	2
パセリ	15	15
トマト	0.5	0.5
ピーマン	0.5	0.5
なす	0.5	0.5

農薬オキサチアピプロリン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のなす科野菜	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	○ 0.2	
すいか		0.01
すいか（果皮を含む。）	0.2	
メロン類果実		0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.2	
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	15	15
オクラ	0.5	0.5
未成熟えんどう	1	1
その他の野菜	15	15
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.06	
なつみかんの果実全体	○ 0.06	
レモン	○ 0.06	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.06	
グレープフルーツ	○ 0.06	
ライム	○ 0.06	
その他のかんきつ類果実	○ 0.06	
ラズベリー	○ 0.5	
ブラックベリー	○ 0.5	
その他のベリー類果実	○ 0.5	
ぶどう	○ 0.9	0.7
その他の果実	0.5	0.5
ひまわりの種子	0.01	
その他のスパイス	○ 0.05	
その他のハーブ	15	15
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	

農薬オキサチアピプロリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

動物用医薬品チルジピロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.6	
豚の脂肪	○ 0.6	
豚の肝臓	○ 5	
豚の腎臓	○ 10	
豚の食用部分	○ 10	

動物用医薬品ナナフロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.03	0.03
牛の腎臓	0.03	0.03
牛の食用部分	0.03	0.03
乳	0.03	0.03

農薬ピジフルメトフェン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.6	
大麦	○ 4	
ライ麦	○ 0.3	
とうもろこし	○ 0.02	
その他の穀類	○ 4	
大豆	○ 0.4	

農薬ピジフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	○ 0.4	
えんどう	○ 0.4	
そら豆	○ 0.4	
らっかせい	○ 0.02	
その他の豆類	○ 0.4	
ばれいしょ	○ 0.02	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 40	
セロリ	○ 15	
トマト	○ 0.6	
ピーマン	○ 0.6	
なす	○ 0.6	
その他のなす科野菜	○ 0.6	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.5	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.5	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.5	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	
ほうれんそう	○ 40	
オクラ	○ 0.6	
ぶどう	○ 2	
その他の果実	○ 2	
なたね	○ 0.9	
牛の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.03	
牛の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	
乳	○ 0.03	

農薬ピリミジフェン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	○ 0.3	0.1
芽キャベツ	●	0.1
みかん	/	0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.3	/
なつみかんの果実全体	● 0.2	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	● 0.2	0.3
日本なし	● 0.08	0.2
西洋なし	● 0.08	0.2
もも	/	0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3	/
いちご	0.3	0.3
茶	● 3	5
その他のスパイス	○ 1	0.7

農薬メフェントリフルコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.3	
大麦	○ 4	
ライ麦	○ 4	
とうもろこし	○ 0.03	
そば	○ 4	
その他の穀類	○ 4	
大豆	○ 0.4	
小豆類	○ 2	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
らっかせい	0.01	
その他の豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.04	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.04	

農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かんしょ	○ 0.04	
やまいも（長いものをいう。）	○ 0.04	
その他のいも類	○ 0.04	
てんさい	○ 0.6	
その他のうり科野菜	○ 0.04	
しょうが	○ 0.04	
未成熟えんどう	○ 0.2	
未成熟いんげん	○ 0.2	
えだまめ	○ 0.2	
その他の野菜	○ 1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.6	
なつみかんの果実全体	○ 0.5	
レモン	○ 1	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.6	
グレープフルーツ	○ 0.5	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
りんご	○ 2	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
マルメロ	○ 2	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 2	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	○ 2	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	
すもも（プルーンを含む。）	○ 2	
うめ	○ 2	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 4	
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう	○ 2	
かき	○ 2	
パッションフルーツ	○ 2	
その他の果実	○ 2	
ごまの種子	○ 1	
なたね	○ 1	
その他のオイルシード	○ 1	
くり	○ 0.06	
ペカン	○ 0.06	
アーモンド	○ 0.06	



農薬メフェントリフルコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くるみ	○ 0.06	
その他のナッツ類	○ 0.06	
その他のスパイス	○ 1	
その他のハーブ	○ 1	
牛の筋肉	○ 0.03	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.03	
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.3	
豚の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	
牛の腎臓	○ 0.3	
豚の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	
牛の食用部分	○ 0.3	
豚の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	
乳	○ 0.03	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

脚注

※○：令和2年11月16日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和3年11月16日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、チルジピロシン及びナナフロシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。